

○有田市中小企業勤労者生活資金貸付要綱

平成7年4月27日有田市訓令第10号

改正

平成13年3月12日訓令第7号

平成22年1月21日訓令第2号

有田市中小企業勤労者生活資金貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、有田市（以下「市」という。）に居住する中小企業の勤労者に対して生活に必要な資金の貸付けを行い福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において中小企業とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する事業を営む個人又は法人をいう。

(原資の預託)

第3条 市は、第1条の目的達成のため、市に協力を約し、かつ、その取扱について市と契約した近畿労働金庫（以下「労金」という。）に対し、予算の範囲内で資金を預託する。

(金融機関等の協力)

第4条 この要綱の実施に当たっては、労金及び日本労働者信用基金協会（以下「日本労信協」という。）の協力により適正、円滑を期するものとする。

(貸付枠)

第5条 市から資金の預託を受けた労金は、預託額の1.5倍を目途としてこの要綱に定める貸付対象者に貸出しを行うものとする。

(貸付対象者)

第6条 貸付けを受けようとする者は、市に居住する中小企業の勤労者であって、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 同一事業所に引続き1年以上勤務していること。
- (2) 前年度の税込年収が、150万円以上で日本労信協の負債比率基準を満たすこと。
- (3) 市税を完納していること。
- (4) 申込の際、この要綱により現に貸付けを受けていないこと。
- (5) 満20歳以上であること。
- (6) 現居住年数が、1年以上であること。
- (7) 日本労信協の債務保証がえられること。

(貸付金の使途目的)

第7条 貸付金の使途目的は、次に掲げる本人又は同一世帯内の者の生活資金とする。

- (1) 病気療養資金
- (2) 出産資金
- (3) 冠婚葬祭資金
- (4) 教育資金
- (5) その他生活上臨時的に多額の出費を要すると認められる資金

(貸付の条件)

第8条 この要綱による貸付けの条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 貸付限度額は、1名につき150万円以内とする。
- (2) 償還期間は、貸付けの日から起算して10年以内とする。
- (3) 貸付利率は、市と労金との協議により定めた率とする。
- (4) 償還方法は、原則として元利均等月賦償還方式とする。
- (5) 延滞利息は、労金の定めるところによる。
- (6) 貸付けを受けようとする者で、近畿労働者互助会（以下「互助会」という。）の会員でない勤労者は、互助会への加入を要する。（会員構成員（労働金庫法（昭和28年法律第227号）第11条第1項の団体の構成員）を除く。）
- (7) 連帯保証人は、原則として不要とする。

(申込の受付)

第9条 申込書類の交付及び申込受付は、労金有田支店で行い、受付後その内容を速やかに市に報告するものとする。

(必要書類)

第10条 貸付けを受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 借入申込書兼保証依頼書
- (2) ろうきんローン契約書
- (3) 資金使途を確認する書類
- (4) 給与証明書（公的証明書添付）
- (5) 印鑑証明書
- (6) 住民票（家族全員記載のもの）
- (7) 健康保険被保険者証（写）又は国民健康保険被保険者証（写）（国民健康保険被保険者証（写）の場合は、給与兼在職証明書添付）
- (8) 会員構成員以外の勤労者については、互助会の会員証又は互助会加入申込書

(申込後の処理)

第11条 労金は、書類の受理後速やかに審査のうえ適当と認められたものに対し、労金所定の手続により貸付けを行うものとする。

(報告)

第12条 労金は、毎月末現在の貸付状況を翌月10日までに有田市長に報告するものとする。

(繰上償還)

第13条 次の各号の一に該当するときは、貸付金額の全部又は一部の繰上償還をさせることができる。

(1) 資金をその目的以外の用途に使用したとき。

(2) 現に勤務している事業所を退職したとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項については、市と労金が協議し処理するものとする。

付 則

この要綱は、平成7年5月1日から施行する。

付 則 (平成13年3月12日訓令第7号)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 (平成22年1月21日訓令第2号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。